

# 明治維新期の経済政策

梅 村 又 次

## 1. 大隈の反省

明治6年の政変を経て大久保政権が成立し、これまで新政府をその内部から絶えずゆさぶり続けてきた熾烈な派閥抗争がようやく沈静したことによる政局の安定と、後に大久保政権の中樞を占めることになる指導者達の多くが岩倉遣外使節団に参加し、米欧先進諸国を1年10ヵ月もの長期にわたってつぶさに視察し、その生々しい日々の見聞の中から将来の構想を練るまことに絶好の機会に恵まれたことの相乗効果によって、新政府はこの時初めて経済政策を体系的に整理し考案する条件をもつに至ったようである。1874年頃から、必ずしも明示的ではないにしてもその内実において、わが国経済社会の現状を冷静に把握し、維新動乱下の緊急の際に一時の権宜に出でた施策の失敗はこれを卒直に反省し、その上に立って経済政策の今後指向して行くべき方向を具体的に論述した建議書が踵を接して提出されるに至った。これが端緒となって、新政府は富国強兵を旗印とする本格的な殖産興業政策を組織的に展開することになる。

こうした一連の建議書の中でもっとも体系的に整理されており、われわれの分析的観点からして興味深いのは大隈の「天下ノ経済ヲ謀リ国家ノ会計ヲ立ツルノ議」<sup>1)</sup>(1875年9月)である。大隈はこの建議で4つの政策提言を行っている。すなわち、「運輸ノ便ヲ開クコト」、「金融ノ道ヲ疎通スルコト」、「歳入ヲ量リ費途ヲ節スルコト」および「華士族ノ家禄ヲ処分スルコト」。このうち第1の「運輸ノ便ヲ開ク」施策の具体的展開については不十分ながらもすでに一論<sup>2)</sup>を書いているので、

今回は次の「金融ノ道ヲ疎通スルニハ復タ務メテカヲ商律ノ事ニ用ヒ商法裁判所ヲ設置シ専ラ商売上ノ保護ヲ謀ルニ非サレバ則チ不可ナリ」について検討することとしたい。

大久保の指導の下に今まさに出発しようとしている殖産興業政策はこれに見合った適切な資金計画の裏付けを不可欠のこととしている。これもまた確かに「金融ノ道ヲ疎通スル」に当るであろう。しかし、ここで大隈の意図したところは、こうした華麗な発展金融をどう用意するかにあったのではなく、「全国金融ノ道蔽塞今日ニ至テ極マルハ素ヨリ言ヲ待タス」という当時においては周知の金融蔽塞を政府の適切な施策によってなんとか救済打開して、金融不融通のために萎縮し切った産業に活を入れようとするにあった。ここでは発展よりもまづ回復が焦眉の急務であったわけだ。われわれはなによりもまづこうした時代の要請をよく理解しておかねばならない。

さて、金融蔽塞だが、それはそもそもいかなる事由から生じたものであろうか。大隈は次の5つをその原因としてあげている。

- (1) 廃藩に伴い幕府や諸藩の担当してきた商業および金融活動が一挙に廃停されたこと。
- (2) 小野組、島田組の破綻や三井組、国立銀行などの営業困難などをみて天下の人々がすっかり自信を喪失してしまい、その営業活動が沈滞してしまったこと。
- (3) 諸問屋株仲間を解散させたこと。
- (4) 政府が諸藩、豪商などに貸付けていた金札を回収したこと。
- (5) 盲金、祠堂貸付、宮様金などと称する民間慣用の信用を禁止したこと。

確かに「凡ソ此五者一トシテ金融ノ道ヲ妨ケザルハ無シ」ではあるにしても、よくよく当ってみる

1) 『大隈文書』第3巻, pp. 121—141。

2) 梅村又次「山形県における三島道路の建設」(本誌29巻2号, 1978年4月)。

と、ここに挙示された諸因もその軽重は様々だし、さらに正貨の海外流出、金札の不通用、贋造通貨の横行などは措くとしても、御用金の強制、銀目廃止、藩債の処分などの重要項目が脱漏している。あるいはこの辺が政治文書の限界なのであろうし、また挙示された諸因にしてももともと説明のための例証以上の意図はなかったのかもしれない。しかし、それにしても、金融蔽塞をきたした要因の多くが維新时期における新政府の財政経済政策の直接間接の帰結であったことは否定しがたく、「今一朝之ヲ廃止シ更ニ之レニ換ユルニ他ノ良法善制ヲ以テスルアラス」の現状こそ問題とする大隈の主張は大いに注目されてよい。われわれも以下においてこの大隈の論議を大いに尊重しつつ、金融蔽塞を惹起した維新时期経済政策とその帰結を重点的に検討しようと思う。

## 2. 会計基金と金札

三岡八郎(後の由利公正, 1829—1909年)が積雪をおかして京都に到着したのは1867年(慶応3年)12月17日のことで、翌18日には徴士参与に任ぜられ、こえて23日には林左門(後の安孫子六郎, 尾張藩)とともに御用金穀取扱を命ぜられた。当時、新政府はまさに一文無し、弁当代の支払にも窮して、越すに越されぬ大晦日の苦悩を味わわれていた<sup>3)</sup>。こうした中で明けて1月3日には以来年余にわたる戊辰戦争の火ぶたが鳥羽伏見で切っておとされた。三岡に課された仕事は一文無しの新政府のために政費ならびに軍費をなんとか工面してやることであった。

これよりさき、11月1日坂本竜馬(1835—67年)は土佐藩目付役岡本健三郎とともに福井に入った。これは松平春嶽(1828—80年)の入京を促すためだったとされている。この際、坂本は三岡との面会の許可を藩庁に求めた。これが許されて、三岡は当時幽閉中の身だったので附添人として御用人月番松平源八郎(後の松平正直, 1844—1915年)および御目付月番出淵伝之丞の同道を求めて、翌日坂本をその旅宿に訪ねた。坂本も立会人とし

て岡本の同席を求めた。三岡の後日談によれば、坂本の需めに応じて三岡は名分、財源、経綸の順序までかねて貯えていた満腹の意見を開陳し、金札を発行せざれば今日天下の計画は出来ぬということも委しく語ったという。彼の名分論はこのとき坂本の「船中八策」と結び付いて、後日かの五箇条御誓文へと発展することになる。坂本は翌日福井を発して5日に着京している。坂本が暗殺されたのは15日のことだから、坂本が岩倉に三岡登用のことを奨めたのはこの僅々一旬の間のことであったわけだ<sup>4)</sup>。

さて、新政府の財政政策の根幹となった会計基金300万両募債と金札発行の件が朝議決定に至る経過については諸説紛々としていて混乱せざるをえない。ここでは沢田の考証<sup>5)</sup>に従って、1月21日三岡の建議、23日朝議決定、29日京阪地方富豪への募債論達としておく。御用金の下命は資金調達に慣用手段としてすでに旧幕時代から定着していたこともあって、会計基金の件は格段の異論もなく議決されたようだ。金札の件となると前例のないことだけに反対論が多く、三岡の談話によれば贋金鑄造が当時の多数意見であったという<sup>6)</sup>。この反対論はたんに未知に対する不安というだけではなく、そこには様々の思惑がこめられていたもののように、『子爵由利公正伝』はこれを「其の反駁論の中、儒学主義から之を危道と見做すもの、藩札の下落を憂ふるもの、さては自藩の貨幣偽造を持続し得ないために反対する者すらあった、といはれ」と書いている<sup>7)</sup>。その真偽の程は明らかでないが、当時は自藩の利益第一が一般的であったから、こうしたことも十分ありうることであったろう。こうして、三岡はまったく孤立したが、ようやく岩倉の後援によって朝議決定にまでこぎつけることができた。

4) 『子爵由利公正伝』の「坂本竜馬の来訪」の節 pp. 146—155 および M. ジャンセン(平尾・浜田の訳)『坂本竜馬と明治維新』時事通信社, 1973年, pp. 346—7。

5) 沢田章『明治財政の基礎的研究——維新当初の財政』宝文館, 1934年, pp. 17—28。

6) 『子爵由利公正伝』p. 207。

7) 前掲書, p. 212。

3) 三岡の談話。『子爵由利公正伝』1940年, p. 173。



募債の成績ははなはだ不振で、軍費に苦しむ政府は御親征費でござるの、関東大監察使東下費でござるのと称して、事あるごとにこれに藉口して募債活動を強化した。さらに、政府は閏4月29日の議定参与の大会議において内国債の募集の徹底に加えて外国債募集の方針を議決し、5月8日太政官布告第376号<sup>8)</sup>をもって「兵力アル者ハ其力ヲ以テシ貨財アル者ハ其財ヲ以テシ上下一般ノ力ヲ合セ四海平定ノ功ヲ御扶植可致事ニ付……各其分ニ応シ金穀御用相勤メ御奉公筋ヲ遂」くべきことを広く天下に告諭するに至った。しかし、まことに皮肉なことには、後にもふれるように、その翌日銀目廃止が発令されて、新政府の金箱大阪はパニック状態に陥ったから、募債のことはさらに進まず、25日に至ってようよう発行を見た金札も不流通。窮地に立った政府は画一純正なる新貨幣の鑄造どころかここに至って劣悪な旧貨幣の吹増を決意した<sup>9)</sup>。こうまでなってくると、募集とはいうものの実情は強制割当に発展せざるをえぬ。松尾臣善(1843—1916年、宇和島藩、後に日銀総裁)はこう語っている。「明治元年でしたらう、今の太政官札を出して、正貨と強制に引換へたことがある。それを大阪でやるのを私命ぜられまして、鴻池とか加島屋とか云ふのを寄せまして、御馳走しましてネ、それに持って行って、お前は何万両、何千両といふ風にして膳の先に突付けて換へさした事があります。正金を取って紙幣をやるのです<sup>10)</sup>。これを書式の上で整理すれば、募債に応じ、その証書を担保に入れて金札を借りるということになるのであろう。これがさらに嵩じると「木刀作の刀を持って、三井の番頭やら何やら脅嚇して、其時分には甚い話で、出さにや斬ってやる位の積りで、自分等は半脅嚇仲間になって、とうとう十万両の金を拵へた<sup>11)</sup>」ということにな

8) 本節および次節の法令引用はすべて『法令全書』第1巻、原書房1974年による。法令はすべて番号順に配列されているので頁数を示す必要もない。

9) 吹増した旧貨幣は後日外交問題に発展し、高輪会談において政府は窮地に立つ。

10) 沢田章(編)『世外侯事歴 維新財政談』明治百年史叢書、第270巻、原書房、1978年、p. 30。

11) 前掲書、p. 10。

る。

こうまでして調達した内国債総額の実績はということになると、実ははなはだ明確を欠いている。ここでは、沢田の詳細な検討の結果<sup>12)</sup>を要約して示すにとどめたい。『八期間歳入歳出決算報告書』所載の調達借入額は第1期が383万円、第2期が81万円である。これには「東京及ビ横浜ノ町会所ニ貯蔵セル金穀ヲ一時借用セシモノ」30万円余に相当する分が含まれている。これを差引くと第1期分はおよそ350万円と見積られる。これだけで予定を超過している。だが、沢田が別途『会計官調達金元帳』等の未公表記録に基づいて月別に集計した結果によれば、1868年2月から翌年2月までの調達額の計は255万両である。沢田は『報告書』の計数には「聊か疑なきを得ぬ」としながらも「概括的に見て先づ会計基金の募債は三百万両の予定額に達し得たものと見るより外ないであろう」と結んでいるが、彼の依拠した資料にも脱漏がないとは断じがたいことを思えば、まづは妥当な見解といえよう。

さて、その調達先をみると、さきの350万円のうち320万円は西京もしくは大阪の納となっているし、また沢田の調査にかかる255万両のうち206万両は京阪およびその周辺地域の募債である。しかも、その大部分は武器弾薬の輸入もしくは関東奥羽の戦地での調達に支出されたと推察されるので、畿内の金融蔽塞はそれだけさらに強化されたとみなければならない。

転じて、今度は金札についてその概要を述べよう。当初における金札発行の趣旨が、当面の財政資金の不足は前述の会計基金300万両の募集によってこれを補填し、発行する金札はこれを挙げて殖産興業の資金に充て、その元利返済金をもって内国債の償却に充てるにあったことは疑問の余地がない。しかし、前述のように募債は不振をきわめ、軍費の要求を充たしえなかったから、金札も事実上財政の補填に流用せざるをえなかったし、その発行額も当初の予定3,000万両を遙かに上廻って、4,800万両に達した。沢田は、府県および

12) 沢田章『明治財政の基礎的研究』「会計基金調達の成果」pp. 87—108。

諸藩への貸付け 1,133 万両と商法会所を通じる民間への貸付け 656 万両の合計 1,789 万両は殖産興業の資金に配分されたのであるから、当初の予定には遙かにおよばなかったものの、発行趣旨の貫徹に努力したことは認めねばならないと書いている<sup>13)</sup>。しかし、これはいささか疑問としなければならない。閏 4 月 19 日の太政官布告第 316 号をみると、次のようで、

一、金札御製造之上列藩石高ニ応シ万石ニ付一万両ツツ拝借被仰付候間其筋へ可願出候事

一、返納方之儀ハ必其金札ヲ以毎年暮其金高ヨリ一割ツツ差出シ来辰年迄十三箇年ニテ上納済切ノ事

一、列藩拝借之金札ハ富国之基礎被為立度御趣意ヲ奉体認是ヲ以産物等精々取建其国益ヲ引起候様可致候但シ其藩之役場ニ於テ猥ニ遣込候儀ハ決テ不相成候事

府県藩への貸付けは専ら殖産興業の用にのみ支出さるべきことがきびしく達せられてはいるが、諸藩がその財源補填のために盛んに贋造貨幣を鑄造していたこと、維新政府自体が金札を財源補填に流用せざるをえなかったことに顧みるならば、これを額面通りに受取るわけには参らない。むしろその多くは諸藩の役場において猥に遣込れてしまったと見るのが自然であろう。また、民間への貸付けにしても、すでに述べたように、会計基金の募債に際して金札と正金との交換が少なからずみられたのだから、そのすべてが積極的な殖産興業に役立ったとはいいがたい。こうみてくると、4,800 万両の金札はあらかた戦火の中で費消されてしまったと考えるべきであろう。これもまた戦時財政の避けがたい帰結というべきであろうか。

金札はその発行に当って難航したばかりでなく、その流通にも難渋をきわめた<sup>14)</sup>。正貨が不足し金融蔽塞がきびしかった京阪では打歩つきではあれともかくも流通したけれども、地方では流通しない。藩領ではすでに不換紙幣の藩札が広く行なわれていて、その信用は例外なく低下していた。さ

らに維新当時にはお城吹きなどと称する贋造貨幣も出廻ってきて、幣制はまったく混乱していた。そこにまったく馴染のない新政府が遠方の京都で発行した金札が入ってくるというのであるから、地方の人々は信用しない。金札が拒否されたのはけだし無理からぬことであった。しかし、無理からぬ事情とってはおれない政府は当初からその流通対策に忙殺され、布告雨下する有様となった<sup>15)</sup>。そうして、政府の内部では正貨との等価流通を押し通せとする三岡と打歩つき流通もやむなしとする反三岡派との対立が次第に激化して行つて、1869 年 5 月には三岡退陣にまで発展した。金札発行をめぐる論戦を第 1 次金札論争というならば、これは第 2 次金札論争ということになるが、この際三岡はいささか片意地になっていたとみられる節がある。第 1 次金札論争以来のしこりがそうさせたのであろう。もちろん、岩倉は周旋に努力した。しかし、それも強力な藩閥の支援を欠いた三岡には限界があった。ともあれ、維新草創期の三岡財政はここで終わったのである。

### 3. 銀目廃止

銀目廃止令(第 381 号(布)(行政官))が布告されたのは、新政府の内部では金札発行をめぐる朝議が依然として対立紛糾を続けてはいたものの、ともかくも「先達テ被仰出候金札来十五日ヨリ御発行相成候……」の布告(第 382 号)までこぎつけるに至った 1868 年(慶応 4 年) 5 月 9 日のことであった。この 2 つの布告が同日付けで発令されたことは、大坂の両替屋の発行する銀目手形が金札の流通に障害を与えるおそれありとみた新政府が銀目廃止を断行して手形の絶滅を計ったとする“金札流通促進説”の有力な論拠となったのである<sup>16)</sup>、このことについては後段において関説す

15) 藤村通『明治財政確立過程の研究』増補版、中央大学出版部、1973 年、p. 75 の金札関係布達一覧を参照。

16) 金札流通促進説は『両替商沿革史』に始まり、竹越与三郎、菅野和太郎がこれを祖述して以来、ほとんど通説になっていたという。松好貞夫『明治絶対主義の経済と金融』勁草書房、1971 年、pp. 41—44、および沢田章の前掲書、pp. 164—168。

13) 沢田章の前掲書、pp. 119—120。

14) 沢田章の前掲書、「太政官札の流通難」pp. 183—202 を参照。



ることとしてまづ銀目廃止令の内容を次に掲げよう。

一、今度貨幣定価御取調之上丁銀豆板銀之儀以後通用停止被仰出候間是迄銀名ヲ以テ貸借有之向ハ其取引致シ候節之年月日之相場ニ依テ金銭仕切ニ相改可申候

一、旧来之丁銀豆板銀共所持之者ハ近日御改製之新金銭ヲ以テ御買上相成候間追々其筋ヨリ会計官貨幣司へ可申出者也

さて、今回銀目廃止の件を調査してみてもはなはだ奇異に感じたのは、金札発行の件とはまるで違って、布告に至るまでの経過を伝える文書や談話の類が見当たらないということであった。したがって、先学の研究においても銀目廃止の政策意図については上掲の布告を唯一の拠り所として論議が展開されるにとどまっている。しかし、よくよく考えてみれば、史料が残らなかったということそれ自体が実は当時の政府内部の事情を暗示しているとも解されよう。察するに、銀目廃止の件は朝議の席でさしたる議論も出ることなく、すらすらと議決されてしまったのであろう。これは当時金札の件をめぐる朝議が紛糾をきわめていたという事情にも少なからず影響されていたかもしれない。そのため文書の往復もなければ、また当路者達の記憶にも残らず、後日の回想談の際にもとりたてて話題とすべき材料が記憶の中になかったのではあるまいか。銀目廃止はどう最良目にみてもその効果において大失策というよりないから、確かに後日の自慢話の種にはならない。しかし、当時の当路者達が意識的にそろって口を閉ざさねばならないほどの拙い話でもあるまい。かように銀目廃止の件が記録としてはなはだ影のうすい存在となったということは、銀目廃止が一部研究者の考えているような金札流通促進策として提案されたものではなかったことを暗示している。なぜなら、もしも銀目廃止が金札流通促進策として提案されたのであれば、残された多くの金札関係の文書や談話の中で金札との関連において銀目廃止もどこかでとりあげられる機会をもったに違いないからである。それがそうでないのは、当路者達の頭の中にすでに金札発行と銀目廃止とは別件という理

解があったことの何よりの証拠とみなしえよう。

以上のようにして、同日付けで布告された銀目廃止と金札発行を結びつけて理解しようとする金札流通促進説は疑問としたからには、銀目廃止の政策意図はその布告の文章の中から求めねばならない。「今般貨幣定価御取調之上丁銀豆板銀之義以後通用停止被仰出候」に注目する“貨幣制度統一説”がこれで、今日の多数意見となっている<sup>17)</sup>。まづ、新政府の貨幣制度への取組の経過を述べよう。新政府は1868年2月20日に第101号をもって「指向為融通洋銀一枚ニ付金三步之当リヲ以テ無差支交遣ヒ可致旨」を令し、こえて2月23日には第105号をもって「古金銀是迄通用令停止候処……当分地下相場ヲ以テ無差支可致通用候」と令し、旧来の貨幣制度を暫定的にそのまま継承することを明らかにした。暫定的とは改革あるべきことの予告でもある。事実、同月中には貨幣制度改革の初動は開始されていた。すなわち、新政府は同月三岡と小原仁兵衛(1817—72年、大垣藩家老職、鉄心と号す)に貨幣改鑄事務取扱方を命じ、3月には久世治作(大垣藩)を擢いて貨幣改鑄取調の事務を専担させている。これは、幕府が1866年5月に英米仏蘭4国との間に改税約書を締結し、貨幣制度の改革を約束しており、新政府としてはこれを引継ぐべきところであったからではあるものの、戊辰戦争下という当時の政局緊迫に顧みてまことに敏速な反応といわねばならない。ここにも新政府の対外関係への配慮のなみなみならぬのを見るべきであろう。さて、久世は村田理右衛門(福井藩)とともに内外貨幣の分析に従事し、4月にはその報告書『金譜』を提出した。この報告に接して新政府は貨幣改鑄の避け難きを知り直にこれを議決し、造幣機械購入の手配を三岡に一任した<sup>18)</sup>。こえて閏4月14日「大政御一新ニ付字内貨幣之定価御吟味之上古今通用金銀銅銭等別紙之通被仰出候……」(太政官第306号)を布達した。

17) 沢田章の前掲書、松好貞夫の前掲書および藤村通の前掲書がこれである。

18) この間の経過については『子爵由利公正伝』の「造幣事業の端緒」pp. 243—246を参照。

ここにいう別紙とは金貨および銀貨の交換比率を規定したもので、これを例示的に挙げれば次のようである。

安政二分判 百両目方三百目

内 金五十八文目六六六六  
銀二百四十一文目三三三

此通貨百六十一両三朱換

寛永壽銭 但當通用十二文代リ廿四文

天保百文銭一枚ニ付四枚ヲ以換

ここで注意すべきは通用換算価格の法定が銀貨には一切およんでいないことである。沢田はこの事実を根拠として「茲に既に政府の意図としてはこの布告に依って旧来の混乱せる貨幣制度を差詰め金制度に統一し金銀相場立等の弊を除去せんと欲する考が見えて居るやうである」<sup>19)</sup>と書いているが、それはいささか読み過ぎというものではあるまいか。沢田のいう金制度に統一とは金目表示の計数貨幣に統一の意と解されるが、そうだとすると計数銀貨の通用換算価格をここで法定しなかったということは沢田の示唆する政策意図にむしろ逆行するものとみななければならない。また、金銀相場立等の弊を除去する政策手段としては金相場の法定と秤量銀貨の廃止の2つがありうるわけだが、後に政府が採用したのは後者であって、この第306号布告において採用された通用換算価格法定の思想の延長線上のものではなかった。沢田の示唆するような政策意図は当時政府の中にすでにあったのかもしれない。これは大いにありうべきことで、これを否定すべき根拠となるような事実は見出しえない。しかし、第306号布告と第381号布告とは沢田の示唆するほどに直線的に結び付いていたとは考えられない。ここで政府が意識的に計数銀貨の通用換算価格を法定しなかったことについては、別の理由を考えるべきであろう。その別の理由は何かということになれば、それは「洋銀一枚ニ付金三步之当り」との関係以外には考えられない。ここで金三步とは一分判銀貨3枚のことで、この交換比率は幕府がハリスの圧力に屈してのまされたかの悪名高い同種同量の原則か

ら来ている。ところで、この同種同量の原則は貨幣の品位にかかわることなく、その量目だけをよりどころに貫徹されるものであるから、貨幣の分析結果にもとづいて通用交換価格を法定した第306号布告の原則とは原理的に相容れないものである。したがって、計数銀貨の通用交換価格の法定は「洋銀一枚ニ付金三步之当り」との関係においてあるいは再び対外関係の紛糾をひきおこす種ともなりかねないわけで、政府としてはこの危険をおかすことだけはなんとしても避けたかったのであろう。

この第306号布告によって、政府は地下相場の体系に法定価格の楔を打ち込むことになったわけだが、政府はこれによっていかなる効果を期待していたのだろうか。この件についても一切不明である。察するに、新政府は幕府の威光をもってしてもついに貫徹しえなかったところの通用換算価格の法定をこの際一挙に果して新政府の御威光を天下に示し、これをもって御一新のシンボルたらしめようと考えたものであろう。今日からみれば、政局緊迫の折からと考えないでもないけれども、こうした発想は革命政権にありがちなもので、決してわが維新政府だけのことではない。問題はかかってこうした希望の実現可能性いかにあるわけだが、この点政府の見通しは確かに甘かったといわざるをえない。法定価格と市場価格の併存という二重構造が生じた場合、優勢を占めるのは通例市場価格の方だからである。果して事実は政府の期待を裏切ってますます打歩両替が横行する。いまさらこれを「私利ヲ營ミ多分打賃等相取候趣相聞以之外之事ニ候」と叱咤してみたところでどうなるものでもない。この政府側の非勢をなんとか挽回しようとして打った次の一手が銀目廃止の断行だったと考えたい。丁銀豆板銀の通用停止によって、地下相場の支配する領域はそれだけ縮小するはずだし、また打歩両替の本源と目される金相場も消滅するであろう。他面、御用金の調達によってすでに不足している通貨は秤量銀貨の通用停止によってさらに加重されるであろうが、これは近く発行が予定されている金札によってこれを補うことができる。どうもこの辺が政府当路者の

19) 沢田章の前掲書、p. 170。



思案であったと推察される。

これがもし金相場の安定した平常時のことであつたならあるいは政府当路者の目算通りの成功を望みえたかもしれない。ところが、不幸にして金相場の騰貴が続いた動乱期に行われたのだから、たちまち「是迄銀名ヲ以貸借有之候向ハ」大動揺をきたし不安にかられて一時に両替屋に殺到する取付け騒ぎを惹起した。両替屋は支払不能のため周章狼狽、休業を余儀なくされ、閉店倒産が相踵いだ。また、商品相場も立たず、金融機関の閉鎖に商取引の停止が重って、大阪はまったくパニック状態に陥った。悪いことは重なるもので、京阪地区の大洪水もあって15日に発行予定の金札は延期されたから、出先の大阪府としてはこれを救済すべき術もなかった。大阪府から会計官に宛てた5月19日付の書面<sup>20)</sup>はもっともよく当時の模様を物語っている。その一部を次に引こう。

「然ル処未金札不相廻日々両替屋共江引替申越候者夥敷、最早一兩日内には必引替遣不申候而者、御案内も有之筈ながら当地之義ハ善悪共実に人気寄安き所にて万一悪心之者四五人も徒党いたし強訴候時機にも立至候得者数千万人之者一時に沸騰したし候義者案中に御座候」

これによれば大阪はまさに暴動寸前の不穩の形勢にあつたことが知られる。これでは新政府の御威光どころか、かえって新政府への不信の種を天下に播くに等しい逆効果を生じたことであろう。そうして、当時大阪は全国経済の中樞の位置にあつたから、大阪での金融恐慌の波紋は広範におよんだ。少なくとも名古屋以西の西日本への影響は多大なものがあつたと推察される。25日に至つてようよう発行された金札は一面その急を救うに役立つけれども、他面において金札の流通はこれによって大いに阻害された。なんのことはない、御一新のスローガンにとりのぼせた政府は自らの手でその金蔵を爆破してしまつたようなものである。しかも政府はこの種の愚挙をもう一度繰返すことになるのだが、これについては後にふれよう。

翌10日、政府は金銭相場の立会い停止を命じ

20) 沢田章の前掲書、pp. 173—175にその全文がある。

たから、9日の相場が公式には仕舞相場となつた。もちろん、部分的には商人がひそかに金相場を建てたり、銀目による商品相場を建てたりすることはあつた。しかし、これは非公式のいわば闇相場であるから、一般の基準として通用するような性質のものではありえなかつた。そこで、銀目建ての旧債の決済が現実の問題となつてくる。すでに述べたように、9日付の布告では銀目建旧債は取引成立年月日の相場で金銭仕切りに改めよということであつた。しかし、金相場が騰貴していた時期だけに、これでは当事者の利害が対立して解けあいには至らない。もともと金相場には投機の要素が入っているものだからである。そこで政府はこれを5月9日の仕舞相場に切替よとあらためて布令する。だが、その仕舞相場は金1両=銀219匁4分、銭1貫文=銀17匁4分8厘という銀安に終つたから、これでは債務者利益だけが一方的に多く、到底解けあえるものではなかつた。これをみて政府は5月晦日に再度布令し、相対相場での切替に委ねた。政府の指導を一切放棄したわけである。政府はついに10月4日に至つて民間から目安箱への投書を求め、これに基づいて1866年以前の旧債は同年早春の相場と5月9日の仕舞相場の平均、また1866年以降の貸借は取引成立時の相場と仕舞相場の平均をもつて金銭仕切りに改めるべきことを布令して、このにがにがしい難問に結着をつけることができた。これは実に11月25日のことである<sup>21)</sup>。

政府の朝令暮改はほぼ以上のものであつたが、これがため民間のなめた苦痛はおそらく倍加したことであろう。後に山口銀行となつた両替商布屋(山口家)の文書『当家之記』はこれをこう語っている。「此一二年前より明治維新迄数年間は実に天下騒しく、正金銀の吹替、手形銀の下落、賊難、御用金、火災、特に銀目廃止杯、我に大不利のみの大変動あり、此事短き筆に尽しがたし、当時大風波中に立てる主人の苦心譬るに物なし、後代の主人たるもの謹で是を恐察すべし、特に銀目廃止のため多くの資財を一朝にして其大部分を失

21) この経過については沢田章の前掲書、pp. 171—181を参照。

う」<sup>22)</sup>。しかし、銀目廃止の打撃がいかに甚大だったとはいえ、その効果は本来1回限りのもののはずである。これによって確かに銀目手形は禁止されたが、手形一般が禁止されたわけではないし、また手形発行機関としての両替商の役割は1869年以來の為替会社を経由して1872年以降銀行に引継がれていったからである。だが、理屈の上ではそうでも、商慣習というものはおそろしいもので、実際の転換は容易に進まなかったものようである。大阪商法会議所が1880年代を通じてたびたび手形取引の再興を建議<sup>23)</sup>しているのは、まったくそのためであった。この間の経過ならびにその背景となった商業金融の実態はまことに興味あるところだが、今後の課題として他の機会に譲らざるをえない。

#### 4. 株仲間の解放

株仲間制度の改革は政府の地方出先機関の手で行われたから、地方の実情や出先機関の方針の相異を反映して、その進行の遅速や改革の程度に多少の違いはあったけれども、大体1872—74年には各地とも株仲間制度の改革に一段落をつけるに至ったようである。ここでは大阪を例にとりて改革の進展を要約的に述べることにしたい<sup>24)</sup>。

1868年1月には「制度法令等一切先是迄の通」とまづは人心の安堵を専らとし、3月に入って実態調査に着手した。諸株仲間からは由緒書および仲間存置の歎願が提出され、地方掛はこれを審査の上意見書を付して上司に報告した。この意見書は「諸株問屋仲間組合等興廢之儀見込の趣左に申上候」として、まづ大阪を中心とする商品流通の

性質とこれを支えてきた株仲間制度の本質を展開し、天保改革による株仲間解放の失敗に鑑み、この際は株仲間を存置すべきだとの意見を述べている<sup>25)</sup>。後にもみるように、その後暫の間は漸進的改革の方向が採られてはいるが、上層部が果してこの意見書をどれほど真剣に考慮したかははなはだ疑問としなければならない。やはり上層部を支配していた政策理念は営業自由の原則の貫徹であって、当面の急務たる御用金割当の単位としては専ら株仲間の組織によらざるをえないという現実的事情から漸進策を採ったと推察される。

閏4月26日に商法司支署が設置されて、その下部機構の商法会所は5月に「商法大意」5ヵ条を布達した。これが改革の第一歩である。その要旨は次のようである。

- (1) 売買直段取極仲間定法と唱えているものは調査の上で許可するが、職業に出精して定法より下直で売るのは自由である。
- (2) 商品を担保として資金の貸付けを願い出る者には期限と利子を定めて官金を貸付ける(これは金札流通のため)。
- (3) 諸株仲間から肝煎2人を選んで届出よ。商法司が指名することもある。
- (4) 諸株仲間取調の上その人数増減は勝手である。
- (5) 冥加金上納金は廃止する。

ここで重要なのは(1)と(4)とであって、これによってカルテルとしての株仲間の機能は大いに制約された。さらに7月には官許の株仲間ならびに私に申合せた仲間も従来の株札はこれを廃し、新しく商法会所から鑑札が下付された<sup>26)</sup>。こえて9月には新規加入希望者は直接裁判所(後の大阪府)に申請させ、裁判所が調整の上加入を申渡すことに改め、仲間が新加入者から不当の振舞料など徴する弊を正させた。これらはいづれもフリー・エントリーを保障せんとする施策である。したがって、これまでの改革が有効に機能するならば、営業自

22) 高橋久一「明治期個人銀行の性格——大阪・山口銀行の場合」(地方金融史研究会(編)『地方金融史論』大原新生社、1974年)p.248。なお、布屋の帳簿は明治1年分から金目建てに切換えられている。

23) 松好貞夫の前掲書、pp.95—107。

24) 改革の進展を要約的に述べるに当っては、主として宮本又次『日本ギルドの解放——明治維新と株仲間』大阪大学経済学部社会経済研究室研究叢書、第10冊、有斐閣、1957年に依拠した。なお、いうまでもないが、両替商もまた株仲間組織されていたから、株仲間制度の改革は金融組織の変革をも意味している。念のため。

25) この意見書の全文は宮本又次の前掲書、pp.84—85にある。

26) この時以後、1869年2月までの8ヵ月間に鑑札を下渡されたものは総数448仲間に達したと宮本によって推定されている。宮本又次の前掲書、pp.95—107にはそのリストが掲げられている。



由の原則もおおむね貫徹したとみてよいわけで、ここまでくれば後は日常の指導監督に委ねてよかったのである。また、さきの地方掛の意見書はこの辺が改革の限度とみるべきことを示唆してもいる。政府もその後は商社結成の奨励など新しい組織の育成定着に努力して、株仲間への規制を強化するような動きは示していなかった。

ところが、1872年4月17日に至って大阪府は布令を発して、「府下不開之商民旧来之悪習ヨリ動モスレハ一己之私利ヲ計ラン為メ他人ノ己ト同業ヲ開ク事ヲ妨ケ中間連結シテ物価ヲ騰貴セシムルニ至ル其弊押テ府下之疲弊ヲイタシ諸人之苦シミト相成開化文明之今日有開敷筋ニ付」を理由として、ついに断然「自今諸仲間ト唱へ候類ハ総而解放申付兼テ差出有之諸仲間名前帳ハ悉皆焼捨候」こととした<sup>27)</sup>。これはかの悪名高き天保改革の再来に他ならず、府下の商民は水野越前の怨霊が新政府にとりついたかと疑ったことであろう。そうして、地方掛の意見書にある「天保度在来の諸株問屋仲間組合等停止、諸品素人直売買勝手次第相成候に乗じ、前々よりの姿取崩れ取引区々に成行商法規則も相立不申、不取締に相流れ候より反而諸色不融通相成り、右に引連れ直段自然と及騰貴土地衰弊の場合に押移候」がまるでそのまま開化文明の大阪に再現されたのであった。

天保度においては予期せざる、今回にあっては予想通りの結果が生じた理由を次に考えてみよう。株仲間の果す機能のうちもっとも目立ってとかく人々の批判をまねきやすいのは独占機能である。水野越前も維新政府もここに着目して断然株仲間解放とやったわけだ。しかし、大阪を中心とする商品流通を支えてきた株仲間制度の本質的機能は別にあった<sup>28)</sup>。その主要なものを挙げれば次のようである。

(1)成文の商法がなかった当時においては、株仲間の規定する商慣習のみが商取引の基準であ

- り、商事裁判もこれに準拠して処断された。
- (2)株仲間は融資に基づく債権を保護し、約束不履行者は協同して排撃する策をとるなどその回収を確実ならしめた。
- (3)株仲間には共同社会的な性質が濃厚であり、連帯保証、連帯扶助、連帯負担などを通じて信用力の維持向上に努めた。
- (4)株仲間は商品検査、度量衡の統一、共同海損など取引の円滑を計った。

そうして、これを維持するための罰則としては振舞料、市場所遠慮、市場所差留、株取放を定めていた。これらの諸機能を独占機能とともに無差別に洗い流してしまったのがかの株仲間解放であったわけだから、大阪を中心とする金融商業が一斉に混乱し沈滞したのはけだし当然のことであった。しかも、政府には「今ヤ一朝之ヲ廃止シ更ニ之レニ換ユルニ他ノ良法善制ヲ以テスル」用意はまったくなかった。大隈が「金融ノ道ヲ疎通スルニハ復タ務メテカヲ商律ノ事ニ用ヒ商法裁判所ヲ設置シ専ラ商売上ノ保護ヲ謀ルニ非サレバ則チ不可ナリ」と一見奇妙にもみえる建議をしなければならなかった理由はここにあったのである。

## 5. 結び

一文無しを承知の上であえて開戦にもちこんだことの財政上の負担と、御一新の実をあげることをあせった施策の失敗は、相まってわが国の経済を混乱と衰退の谷間に追い込むことになった。

これに対する反省が公式に政府の内部に出てくるのは明治6年の政変を経過して政局の安定をみてからのことであった。この時期に殖産興業政策の組織的な展開が始まるわけだが、殖産興業政策は西欧の文物の導入とならんで混乱と衰退のなかにあった経済の復興を計るという意図もあわせていたと理解されよう。これが本稿の結論である。その後の施策によって経済の復興がどのような過程を経て進行したかはきわめて興味あるところである。この課題の検討はあらためて他の機会に期したい。

(一橋大学経済研究所)

27) 宮本又次の前掲書, p. 119. なお, これには33業種の除外例がある。

28) 宮本又次『日本近世問屋制の研究』刀江書院, 1971年, pp. 308—372。